

## タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発出による外出自粛の影響を受け、利用者が激減し、継続して厳しい状況が続く中、経営に大きな影響が出ているタクシー事業者に対して、市民に安全・安心で利用いただくために行った感染症予防対策に係る車両対策経費等の一部を補助する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「タクシー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業について、法第4条の規定に基づき許可を受けた事業者とする。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に本社（個人事業者においては住所）又は営業所（以下「本社等」という）を置くタクシー事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は対象としない。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 営業に関して必要な許認可等を取得していない者
- (3) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者
- (4) 事業の停止処分を受けている者

### (補助対象車両)

第4条 補助事業を実施する対象車両（以下「補助対象車両」という。）は、法第3条第1号ハに規定する事業を行うにあたり、近畿運輸局京都運輸支局に届け出ている事業計画書に記載の京都市内の本社等に所属しており、かつ、地域における通勤、通院、買物などの日常生活に不可欠で、身近な生活交通のために利用されているものとする。

### (補助対象事業の内容)

第5条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、原則、新型コロナウイルス感染症予防のための車両対策とし、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費とする。

2 補助対象車両に対し、抗菌加工対策などの車両対策を実施している場合、車両に付随して行う対策事業について、補助対象事業と認める場合がある。

- 3 補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。
- 4 第15条に基づく実績報告において、第8条に基づき行う申請の内容と著しく差異があるときは、補助金を交付しない場合がある。

(補助事業の実施期間)

- 第6条 事業実施期間は、令和2年4月1日から令和3年1月31日までとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。
- 2 補助対象者は、令和2年3月31日以前に発生した経費に対しては、補助金の交付を受けることができない。

(補助金額等)

- 第7条 補助金の額は、補助対象経費の範囲内とする。ただし、補助対象車両1台当たり2万円を補助限度額とし、国、京都府等による同様の補助金等（以下「国等の補助金」という。）の交付を受けようとする場合又は受けた場合はその額を除いたうえ、予算の範囲内において交付する。
- 2 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。
  - 3 国等の補助金の交付を受けようとする場合又は受けた場合の補助金の額は、次のうち最も低い額とする。
    - (1) 補助対象経費から国等の補助金の額を除いた額
    - (2) 予算の範囲内で定めた額に補助対象車両数を乗じた額

(交付の申請)

- 第8条 条例第9条に基づく補助金の申請は、補助対象事業者がタクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金交付申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。原則、申請は事業実施前に行うものとするが、新型コロナウイルス感染症対策として早期に実施する必要があった等の理由がある場合、既に実施した事業に関しても申請できるものとする。
- 2 申請書は、令和2年10月31日までに提出しなければならない。

(審査)

- 第9条 市長は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、必要に応じて補助対象者の車両の实地確認等を行い、補助金の交付の可否について審査する。

(交付の決定)

- 第10条 市長は、第8条の規定による申請があった場合において、補助金の交付の可否及び交付予定額を決定し、交付決定通知書（第2号様式）又は不交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 2 市長は、交付決定通知を行う場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(標準処理期間)

第11条 市長は、第8条の規定に基づく申請が到達してから、申請期間終了後30日までに前条第1項の決定を行うものとする。ただし、申請多数により条例10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りではない。

(変更等の承認の申請)

第12条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、軽微な変更を除き、タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金変更承認申請書(第4号様式)によって行うものとする。

(中止又は廃止の届出)

第13条 事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめタクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金中止・廃止承認申請書(第5号様式)を市長に提出し、市長の承認を得なければならない。

(補助事業遂行の義務)

第14条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行い、補助金を他の用途に使用してはならない。

2 補助対象者は、令和3年1月31日までに補助事業を完了しなければならない。ただし、特別の事情がある場合はこの限りではない。

(実績報告)

第15条 補助対象者は、補助対象事業完了後、その日から起算して30日を経過した日、又は令和3年2月8日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて、タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金事業実績報告書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 実績を確認できる写真等
- (3) その他市長が特に必要と認める書類

2 第8条の規定に基づく申請を行う時点において補助対象事業が完了している場合は、タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金交付申請書(第1号様式)に添えて、前項に規定する書類を提出しなければならない。

3 前条第2項のただし書きにより、令和3年1月31日より後に補助事業を完了した場合、完了後速やかに第1項に規定する書類を提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条による報告を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、交付

すべき補助金の額を確定し、補助金交付額決定通知書（第7号様式）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第17条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助対象者の請求に応じて支払うものとする。

（交付の取消し等）

第18条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の経理）

第19条 補助対象者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

（財産の処分の制限）

第20条 条例第31条第1項に規定する市長等が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）に準じるものとする。

2 補助金の交付を受けた者が、前項に規定する期間が経過する前に、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金取得財産等処分承認申請書（第8号様式）を市長へ提出し、市長の承認を得なければならない。

（補則）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他の必要な事項は、所管担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月15日から施行する。

## タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金交付申請書

令和 年 月 日

（宛先）京都市長

### <申請者>

郵便番号 〒

住所・所在地

社名・団体名

代表者(職)・氏名

印

※自書の場合は押印不要

以下のとおり補助金の交付を申請します。

### 1 連絡先・書類送付先

担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	
交付決定通知等の書類送付先	住所：〒 氏名：

【注意】申請者と異なる住所に書類送付を希望される場合は、御記入ください。  
申請者と同じ住所に送付を希望される場合は、「同上」としてください。

### 2 添付書類

- 各経費の見積書、領収書、ホームページやカタログ等を添付（いずれも写し可）
- 補助対象事業車両一覧（複数台申請する場合のみ）

### 3 事業実施(予定)期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

【注意】令和2年4月1日から令和3年1月31日までの期間を記入してください。令和2年3月31日以前や令和3年1月31日を超える期間の事業は申請できません。

### 4 申請車両（複数台申請する場合は車両一覧を添付）

申請台数	台	自動車登録番号	
営業所	(住所) 〒		(営業所名)

## 5 補助対象取組（事業）の内容等

補助 対象 取組	(実施する（実施した）取組の詳細な内容を記載してください。)	
	<input type="checkbox"/> 車両の抗菌・抗ウイルス加工 ( )	
	<input type="checkbox"/> 飛沫防止シート・アクリル板の設置 ( )	
	<input type="checkbox"/> 上記の対策いずれかを実施したうえで、購入する衛生対策用品等 <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> 除菌シート <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> その他 ( )	

## 6 事業経費

(単位：円)

項 目	支出先(予定)	税別金額
(車両対策) <input type="checkbox"/> 車両の抗菌・抗ウイルス加工 <input type="checkbox"/> 飛沫防止シート, アクリル板 (車両対策以外) <input type="checkbox"/> 上記の対策いずれかを実施したうえで、購入する衛生対策用品等 <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> 除菌シート <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> その他		
合 計		<b>(A)</b> 円

**【注意】** 消費税を抜いた金額を記載してください。

各経費の見積書、領収書、ホームページやカタログ等を添付（いずれも写し可）

## 7 収入（国，府，他団体等からの補助金がある場合のみ記入）

本補助金に申請されている事業（取組）で重複して他の補助金を申請されている場合に、補助金交付（予定）額を記入してください。本補助金の申請内容以外の事業（取組）で他の補助金を申請されている場合は、記入不要です。

補助金名	補助金交付(予定)額
<input type="checkbox"/> 中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金【京都府】	円
<input type="checkbox"/> 小規模事業者持続化補助金（一般型）【国】	円
<input type="checkbox"/> 京都市中小企業等緊急支援補助金	円
<input type="checkbox"/> その他 ( )	円

合 計	(B) 円
-----	-------

**【注意】** 国の持続化給付金（法人 200 万円，個人事業主 100 万円），雇用調整助成金，京都府の休業要請対象事業者支援給付金（中小企業 20 万円，個人事業主 10 万円）など，給付金・助成金は除きます。

同一の補助事業（取組）について，国や府の補助金と重複して本補助金を申請される場合には，補助金の受取額の合計が事業費総額を上回ることはないよう，御注意ください。

**8 補助申請額**

(A) 円	-	(B) 円	=	(C) 円
-------	---	-------	---	-------

(補助申請額) ※千円未満切り捨て 円
------------------------

**補助申請額：(C)，(2万円×申請車両数)のうち低い額**

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）ではありません。
- 申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 申請者は、併給禁止の条件のある他の補助金を受給していません。
- 同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びにタクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合又は記載事項が虚偽であった場合は、補助金を一括返還します。

(記名押印又は署名)

社名・団体名

代表者(職)・氏名

㊟

※自書の場合は押印不要



## 交付決定通知書

年 月 日	京都市指令都歩ま第 号
(申請者の氏名・名称及び代表者名)	京都市長  [担当：都市計画局歩くまち京都推進室]

令和 年 月 日付けで申請のありましたタクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

### 記

交付予定額	円
交付条件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。</li><li>2 事業実施後に経費支出金額に増額があった場合でも、受給できる補助金の額の上限は、本交付決定通知書に記載のある交付予定額となります。</li><li>3 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第32条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。</li><li>4 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。</li><li>5 補助事業等の内容又は経費の配分の変更(市長が定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。</li><li>6 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。</li><li>7 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受ける必要があります。</li><li>8 その他市長が必要と認める条件</li></ol>

## 不 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日	京都市指令都歩ま第 号
(申請者の氏名・名称及び代表者名)	<p style="text-align: center;">京都市長</p> <p style="text-align: center;">[担当：都市計画局歩くまち京都推進室]</p>

令和 年 月 日付けで申請のありましたタクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金につきましては、下記のとおり交付しないことに決定しましたので通知します。

### 記

補 助 申 請 額	円
不 交 付 の 理 由	
教 示	<p>この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。</p>

第4号様式（第12条関係）

タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染  
拡大防止に係る補助金変更承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名  電話 <span style="float: right;">⑨</span>

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第1号の規定により 変更の承認を申請します。	
交付申請額	円
変更の内容	
添付書類	

第5号様式（第13条関係）

タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染  
拡大防止に係る補助金中止・廃止承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名   電話 <span style="float: right;">⑩</span>

京都市補助金等の交付等に関する条例第11条第1項第2号の規定により補助事業の中止・廃止の承認を申請します。	
対象事業	
交付決定日	年 月 日
決定番号	
中止年月日	年 月 日
中止の理由	

タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金事業実績報告書

令和 年 月 日

(宛先) 京都市長

<申請者>

郵便番号 〒

住所・所在地

社名・団体名

代表者(職)・氏名

印

※自書の場合は押印不要

令和 年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号をもって交付決定通知を受けた補助事業を完了しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例第18条の規定により、下記のとおり事業の実績を報告します。

事業実施期間	令和 ____年 ____月 ____日 ~ 令和 ____年 ____月 ____日 <b>【注意】</b> 実施期間は、令和2年4月1日から令和3年1月31日までの間にしてください。令和2年3月31日以前や、令和3年1月31日を超える期間の事業は認められません。
交付決定通知書の額	円
事業実施内容	
添付書類 (チェック <input checked="" type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/> 各経費の領収書，振込明細書，ホームページ上で振込や支払いを行ったことが分かる画面のコピー等のいずれか <input type="checkbox"/> 購入物や作成物等の補助対象事業の内容が分かる写真や資料等 <input type="checkbox"/> その他，市長が必要と認める資料（特に指示があった場合）

**1 事業経費**

(単位：円)

項 目	支出先(予定)	税別金額
(車両対策) <input type="checkbox"/> 車両の抗菌・抗ウイルス加工 <input type="checkbox"/> 飛沫防止シート, アクリル板 (車両対策以外) <input type="checkbox"/> 上記の対策いずれかを既に実施している。 <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール <input type="checkbox"/> 除菌シート <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> その他		
合 計		<b>(A) 円</b>

**【注意】** 消費税を抜いた金額を記載してください。

各経費の見積書, 領収書, ホームページやカタログ等を添付 (いずれも写し可)

**2 収入 (国, 府, 他団体等からの補助金があった場合のみ記入)**

補助金名	補助金交付(予定)額
<input type="checkbox"/> 中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金【京都府】	円
<input type="checkbox"/> 小規模事業者持続化補助金 (一般型)【国】	円
<input type="checkbox"/> 京都市中小企業等緊急支援補助金	円
<input type="checkbox"/> その他 ( )	円
合 計	<b>(B) 円</b>

**3 交付申請額**

(A) 円	-	(B) 円	=	(C) 円
-------	---	-------	---	-------

補助申請額：(C), 交付決定通知書の交付予定額のうち低い額

<b>(補助申請額)</b> ※千円未満切り捨て 円
-------------------------------

補助金交付額決定通知書

京都市指令都歩ま第 号  
令和 年 月 日

様

京都市長 印  
(担当: )

令和 年 月 日付けタクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大防止に係る補助金に係る実績報告書について内容を審査した結果、京都市補助金等の交付等に関する条例第19条の規定に基づき、下記のとおり補助金の交付額を決定しましたので通知します。

記

交付決定通知書の年月日 及び文書番号	令和 年 月 日 京都市指令都歩ま第 号
申請者の住所・所在地	
申請者氏名・名称	
交 付 額	円

第8号様式（第20条関係）

タクシー事業者向け新型コロナウイルス感染拡大  
防止に係る補助金取得財産等処分承認申請書

(あて先) 京都市長	年 月 日
申請者の主たる事務所の所在地	申請者の名称及び代表者名  電話 <span style="float: right;">⑩</span>

年 月 日付け京都市指令都歩ま第 号をもって交付額決定通知を受けた標記補助事業により取得した財産を処分したいので、下記のとおり申請します。

記

取得財産の種類, 取得年月日	
取得価額	円
補助金交付額	円
処分の理由	
添付書類	